

## 山口市立中央図書館の施設及び設備の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市立図書館条例施行規則（平成17年山口市教委規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、山口市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）の施設及び設備の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(申込み)

第2条 中央図書館を利用しようとする者は、次に掲げる施設及び設備を利用しようとするときは、あらかじめ申し込まなければならない。

- (1) 朗読サービス室
- (2) 録音室
- (3) インターネットパソコン
- (4) 新聞検索パソコン
- (5) タブレット端末
- (6) ポータブルDVDプレーヤー
- (7) ポータブルCDプレーヤー
- (8) 情報コンセント
- (9) 無線LAN
- (10) 閉架書庫
- (11) マイクロリーダー
- (12) 複写機

(朗読サービス室)

第3条 視覚に障がいをもつ者は、朗読サービス利用申込書（別記様式第1号）を提出して、朗読サービスを受けることができる。

2 点訳・音訳奉仕を行うため朗読サービス室を利用しようとする者は、朗

読サービス室利用申込書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

- 3 前2項の規定による申込書の提出（電話による申込みを含む。）は、利用する日の30日前から前日までに行わなければならない。

（録音室）

第4条 音訳奉仕を行うため録音室を利用しようとする者は、録音室利用申込書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申込書の提出（電話による申込みを含む。）は、利用する日の30日前から前日までに行わなければならない。

（インターネットパソコン）

第5条 情報を検索するために、インターネットパソコンを利用しようとする者は、レファレンスカウンターに利用カード又は身分証明書を提示し、インターネットパソコン利用申込書（インターネット用）（別記様式第4号）を提出した後、機器利用券等を受領して当該利用券を使用する間、提示しなければならない。

- 2 前項の規定により受領した機器利用券等は、利用後、速やかにレファレンスカウンターに返却しなければならない。

- 3 インターネットパソコンを利用した複写は、印刷出力による印画のみとし、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）に規定する範囲内において行うものとする。利用者は、複写した後にレファレンスカウンターで複写に係る費用を支払わなければならない。

- 4 情報を検索するためのインターネットパソコンの利用時間は、1回60分までとする。ただし、他の利用者がいない場合に限り、利用時間を延長することができる。

第6条 DVDを視聴するために、インターネットパソコンを利用しようとする者は、レファレンスカウンターに利用カード又は身分証明書を提示し、

インターネットパソコン利用申込書（DVD用）（別記様式第5号）を提出した後、機器利用券等を受領して当該利用券を使用する間、提示しなければならない。

2 前項の規定により受領した機器利用券等は、利用後、速やかにレファレンスカウンターに返却しなければならない。

3 DVDを視聴するためのインターネットパソコンの利用時間は、1回60分までとする。ただし、閲覧する資料の視聴時間が60分を超える場合は、閲覧する資料の視聴時間を超えない範囲で申し込むことができる。

（新聞検索パソコン）

第7条 新聞検索パソコンを用いることにより、次に掲げる資料又は情報を利用することができる。

(1) 中央図書館が所蔵する新聞検索CD-ROM等の機械可読資料

(2) 中央図書館が契約する有料データベース

(3) 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）に規定する国立国会図書館が図書館等へ送信するデジタル化資料

2 前項に規定する新聞検索パソコンを利用しようとする者は、レファレンスカウンターに利用カード又は身分証明書を提示し、新聞検索パソコン利用申込書（別記様式第6号）を提出した後、機器利用券等を受領して当該利用券を使用する間、提示しなければならない。

3 同条第2項の規定により受領した機器利用券等は、利用後、速やかにレファレンスカウンターに返却しなければならない。

4 新聞検索パソコンを利用した複写は、印刷出力による印画のみとし、法第31条に規定する範囲内において行うこととする。利用者は、複写した後にレファレンスカウンターで複写に係る費用を支払わなければならない。

- 5 新聞検索パソコンの利用時間は、1回60分までとする。
- 6 同条第1項第3号に規定する国立国会図書館が送信するデジタル化資料の利用に関しては、別に定める。

(タブレット端末)

第8条 情報を検索するために、タブレット端末を館内で利用しようとする者は、レファレンスカウンターに利用カード及びタブレット端末利用申込書(別記様式第7号)を提出した後、タブレット端末及び機器利用券等を受領して当該利用券を使用する間、提示しなければならない。

- 2 前項の規定により受領したタブレット端末及び機器利用券等は、利用後、速やかにレファレンスカウンターに返却しなければならない。
- 3 タブレット端末を利用した複写は、印刷出力による印画にのみとし、法に規定する範囲内において行うこととする。利用者は、複写した後にレファレンスカウンターで複写に係る費用を支払わなければならない。
- 4 タブレット端末の利用時間は、1回60分までとする。ただし、他の利用者がいない場合に限り、利用時間を延長することができる。

(ポータブルDVDプレーヤー)

第9条 DVDを館内で利用しようとする者は、レファレンスカウンターに利用カード及びポータブルDVDプレーヤー利用申込書(別記様式第8号)を提出した後、ポータブルDVDプレーヤー及び機器利用券等を受領して当該利用券を使用する間、提示しなければならない。

- 2 前項の規定により受領したポータブルDVDプレーヤー及び機器利用券等は、利用後、速やかにレファレンスカウンターに返却しなければならない。
- 3 ポータブルDVDプレーヤーの利用時間は、1回60分までとする。ただし、閲覧する資料の視聴時間が60分を超える場合は、閲覧する資料の

視聴時間を超えない範囲で申し込むことができる。

(ポータブルCDプレーヤー)

第10条 CDを館内で利用しようとする者は、レファレンスカウンターに利用カード及びポータブルCDプレーヤー利用申込書(別記様式第9号)を提出した後、ポータブルCDプレーヤー及び機器利用券等を受領して当該利用券を使用する間、提示しなければならない。

2 前項の規定により受領したポータブルCDプレーヤー及び機器利用券等は、利用後、速やかにレファレンスカウンターに返却しなければならない。

3 ポータブルCDプレーヤーの利用時間は、1回60分までとする。ただし、他の利用者がいない場合に限り、利用時間を延長することができる。

(情報コンセント及び無線LAN)

第11条 情報を検索するために情報コンセント及び無線LANを利用しようとする者は、レファレンスカウンターに利用カード又は身分証明書を提示し、情報コンセント・無線LAN利用申込書(別記様式第10号)を提出した後、ネットワーク利用券等を受領して当該利用券を使用する間、提示しなければならない。

2 前項の規定により受領したネットワーク利用券等は、利用後、速やかにレファレンスカウンターに返却しなければならない。

(閉架書庫)

第12条 閉架書庫の資料を利用しようとする者は、レファレンスカウンターに資料閲覧申込書(別記様式第11号)を提出しなければならない。

(マイクロリーダー)

第13条 図書館が所蔵するマイクロフィルムを閲覧しようとする者は、レファレンスカウンターにマイクロフィルム閲覧申込書(別記様式第12号)を提出しなければならない。

2 マイクロフィルムを複写したときは、レファレンスカウンターで複写に係る費用を支払わなければならない。複写に係る費用は、用紙1枚につき10円とする。

(複写機)

第14条 複写機を利用しようとする者は、レファレンスカウンターに資料複写申込書(別記様式第13号)を提出し、図書館所蔵資料に限り、法の範囲内において資料の複写を行うことができる。

2 複写機の利用者は、複写枚数に応じてその費用を支払わなければならない。複写機による複写費用は、白黒コピーについては、用紙1枚につき10円とし、カラーコピーについては、用紙1枚につき50円とする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月25日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

朗読サービス利用申込書

年 月 日

山口市立中央図書館長 様

氏 名			
住 所		電 話	
利 用 時 間		希 望 図 書	

別記様式第2号（第3条関係）

朗読サービス室利用申込書

年 月 日

山口市立中央図書館長 様

氏 名			
住 所		電 話	
団 体 名			
利 用 時 間		利 用 目 的	

別記様式第3号（第4条関係）

録音室利用申込書

年 月 日

山口市立中央図書館長 様

氏 名			
住 所		電 話	
団 体 名			
利 用 時 間		利 用 目 的	

別記様式第4号（第5条関係）

インターネットパソコン利用申込書（インターネット用）

年 月 日

山口市立中央図書館長 様

氏 名		利用カード番号	
住 所		電 話	

別記様式第5号（第6条関係）

インターネットパソコン利用申込書（DVD用）

年 月 日

山口市立中央図書館長 様

氏 名		利用カード番号	
住 所		電 話	

別記様式第6号（第7条関係）

新聞検索パソコン利用申込書

年 月 日

山口市立中央図書館長 様

氏 名		利用カード番号	
住 所		電 話	

別記様式第7号（第8条関係）

タブレット端末利用申込書

年 月 日

山口市立中央図書館長 様

氏 名		利用カード番号	
住 所		電 話	

別記様式第8号（第9条関係）

ポータブルDVDプレーヤー利用申込書

年 月 日

山口市立中央図書館長 様

氏 名		利用カード番号	
住 所		電 話	
利 用 時 間			

別記様式第9号（第10条関係）

ポータブルCDプレーヤー利用申込書

年 月 日

山口市立中央図書館長 様

氏 名		利用カード番号	
住 所		電 話	

別記様式第10号（第11条関係）

情報コンセント・無線LAN利用申込書

年 月 日

山口市立中央図書館長 様

氏 名		利用カード番号	
住 所		電 話	

別記様式第11号（第12条関係）

資料閲覧申込書

（閉架書庫内資料）

年 月 日

山口市立中央図書館長 様

請求記号	著者名	書名（巻・号）
氏名		

別記様式第12号（第13条関係）

マイクロフィルム閲覧申込書

年 月 日

山口市立中央図書館長 様

氏名		利用カード番号	
住所		電話	
請求記号	資料名（マイクロフィルム）	複写の有無	複写枚数

別記様式第13号（第14条関係）

資料複写申込書

年 月 日

山口市立中央図書館長 様

氏 名		利用カード番号	
住 所		電 話	
請 求 記 号	資料名（巻・号）	複写箇所	複写枚数